

貯蓄預金

平成 26 年 4 月 1 日現在

1 商品名	貯蓄預金
2 販売対象	個人のみ
3 期間	期間の定めはありません。
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1 円以上（ただし、基準残高は 10 万円） 1 円単位
5 払戻方法	随時払い戻します。
6 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	10 万円未満、10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上 100 万円未満、100 万円以上の 4 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層の利率を適用します。＜変動金利＞ （金利は店頭の金利表示板に表示しています。） 毎年 3 月と 9 月の当組合所定の日に支払います。 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。
7 手数料	キャッシュカードによる支払い等にあたっては、ケンシンカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
8 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	期間の定めはありません。
10 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 利息には 20.315%の税金がかかります。（国税 15.315%・地方税 5%）・ 公共料金等やクレジット代金の自動支払、および給与、年金、配当金等の自動受取りはできません。・ 総合口座の取扱いはできません。・ 預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して 1,000 万円とその利息が保護の対象となります。）
11 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 <ul style="list-style-type: none">・ 紛争解決措置

商品概要説明書

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合営業日に上記業務部または全国しんくみ相談所（9時～17時、電話 03-3567-2456）にお申し出下さい。また、お客さまから上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

詳しくは、当組合業務部もしくは全国しんくみ相談所にお問い合わせください。